

慶弔給付金の支給

1. 加入者が結婚、出産（加入者の配偶者を含む）した場合、慶祝金を申請することができます。
2. 加入者本人が死亡した場合、加入者の遺族に対して弔慰金の給付があります。
3. 共助会慶弔金受給申請書（様式第 22 号）を用いて、慶弔金の申請を行います。

慶弔種別	慶弔内容	支給金額
慶祝金	結婚	20,000 円
	出産	10,000 円
弔慰金	本人死亡	50,000 円

注意事項

- 1) 結婚・出産について証明書類の添付は不要ですが、共助会慶弔金受給申請書（様式第 22 号）の慶祝内容は全て記入してください。
- 2) 本人死亡に関しては、共助会慶弔金受給申請書（様式第 22 号）に「死亡診断書のコピー」および加入者と遺族の関係を証明する「戸籍の原本」の添付が必要となります。
- 3) 慶弔金の支給金額は、慶弔年月日が平成 28 年 4 月 1 日以降のものに適用されます。それ以前の日付のものは、現行の半額となります。